

◎新潟県告示第914号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成25年7月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
鳥屋野大島業務地区（陽街）（第三期）	新潟市中央区鳥屋野字中沼の一部	平成25年7月17日